

病床数適正化緊急支援事業について

1 趣 旨

医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担に対して支援を行うため、減少する病床数に応じて給付金を支給する。

2 概 要

- 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は令和 9 年 3 月末までに行う病床の削減計画を都道府県に提出する。
- 都道府県は医療機関からの病床削減内容の審査を行い、都道府県が実施する事業として適当と認めた場合、その内容を国に提出する。
- 国への提出後、削減した病床（一般、療養、精神）1 床につき 4,104 千円（休床の場合、2,052 千円）が医療機関に給付金として支給される。
- 本事業により病床数を削減したときは、病床削減数に応じて医療機関が所在する二次医療圏における基準病床数を削減する必要がある。

3 スケジュール

令和 8 年 4 月	国実施要綱発出
6 月 22 日	国から申請方法等の通知
7 月 13 日	申請の一次締め切り
7～8 月	各構想区域の地域医療構想調整会議で協議
8 月 24 日	厚生労働省に提出（予定）
～令和 9 年 3 月末	各医療機関の病床削減、国から給付金支給

4 山城南地域の申請状況

(1) 一般・療養病床

(山城南地域の医療機関からは申請なし)

(2) 精神病床

(山城南地域の医療機関からは申請なし)